

○東京藝術大学学長選考・監察会議規則

〔平成17年2月24日〕
制 定

改正 平成25年10月24日 平成27年9月17日
平成31年3月28日 令和3年3月18日
令和4年1月27日

（目的）

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第47条の規定に基づき、東京藝術大学学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

（組織）

第2条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経営協議会の学外委員のうちから、経営協議会において選出された者 7人
- (2) 教育研究評議会の構成員（学長を除く。）のうちから、教育研究評議会において選出された者 7人

2 委員が東京藝術大学学長選考規則（以下「選考規則」という。）第8条に定める学長候補適任者の選定の対象となり、その選定の対象となる意思を表明した場合は、委員としての身分を失う。

3 委員が欠員となった場合は、速やかにこれを補充しなければならない。

（学長候補者の選考）

第3条 選考・監察会議は、選考規則に基づき、学長候補者を選考する。

2 選考・監察会議は、前項により学長候補者の選考を行ったときは、学長に報告するとともに、選考結果、選考理由及び選考経緯を速やかに公表しなければならない。

3 学長は、選考・監察会議から学長候補者選考の報告があった場合、直ちに学長候補者を選考した旨文部科学大臣に申し出るものとする。

（学長の解任）

第4条 選考・監察会議は、選考規則に基づき、学長の解任を議決したときは、文部科学大臣に申し出るとともに、解任の経緯等を公表する。

（会議）

第5条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、選考・監察会議を主宰する。

3 議長に事故あるとき又は欠員のときは、あらかじめ議長が指名した委員が議長の職務を代理し又はその職務を行う。

（運営）

第6条 選考・監察会議は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（委員以外の出席等）

第7条 議長は必要に応じ、委員以外の者を選考・監察会議に出席させ、意見を聴

ことができる。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、選考・監察会議の議を経て、議長が行う。

(庶務)

第9条 選考・監察会議の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学長の選考方法等に関し必要な事項は、選考・監察会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年2月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年9月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。